

受付印

市町村民税
道府県民税
森林環境税
給与支払報告
特別徴収
に係る給与所得者異動届出書

※ この届出書はコピーしてご使用ください。

1

(明石市提出用)

※退職については、この異動届出書とは別に、翌年の二月二十日までに給与支払報告書(個人別細書及び経路表)の提出が必要です。
(二月二十日が土曜日・日曜日の場合は、一月末日日曜日が提出期限となります。)

整理番号		課税関係氏名		7年度		特別徴収指定番号	
整理番号		担当者		8年度		宛名番号	
住所(特別徴収義務者)		異動年月日		異動の事由		異動後の未徴収税額の徴収方法	
市町村長		令和 年 月 日 提出		※事業主及び従業員の本望のみによる普通徴収への切替はできません。		番号を記入 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収(本人が納付)	
個人番号又は法人番号(右詰めでご記入ください)		異動理由		1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他		番号を記入 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収(本人が納付)	
フリガナ		令和 年 月 日		8. その他の理由を右欄へ記入		番号を記入	
氏名		新姓		特別徴収税額(ア)		特別徴収税額(ウ)	
生年月日		年 月 日		11月10日納期限分の場合→10月分		未徴収税額(ア)(イ)	
個人番号		1. 昭和 2. 平成 3. 西暦		月分から 月分まで		月分から 月分まで	
住所		1. 昭 和 2. 平 成 3. 西 暦		円		円	
現在		円		円		円	
異動後		円		円		円	

1 特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合には記入してください。)

新しい勤務先へは、	新しい勤務先へは、
月割額	月割額
を	を
円	円
(翌月10日納期限)から徴収し、納入するよう連絡済みです。	(翌月10日納期限)から徴収し、納入するよう連絡済みです。
※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。	※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。
受給者番号	受給者番号
納入書の要否	納入書の要否
番号を記入	番号を記入
① 必要	② 不要
② 不要	① 必要

※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。

2 一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

徴収予定額(ウ)と同額(ア)を右欄に記入	徴収予定額(ウ)と同額(ア)を右欄に記入
円	円
左記の一括徴収した税額は、	左記の一括徴収した税額は、
円	円
月分	月分
(翌月10日納期限)で納入します。	(翌月10日納期限)で納入します。

3 普通徴収の場合(一括徴収しない)場合(□及び②に当てはまらない場合に記入してください。)

異動年月日	異動年月日
1. 異動年月日が6月1日～12月31日かつ本人からの申出がないため。	1. 異動年月日が6月1日～12月31日かつ本人からの申出がないため。
2. 異動年月日が1月1日～4月30日かつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。	2. 異動年月日が1月1日～4月30日かつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。
3. 死亡による退職のため。	3. 死亡による退職のため。

市町村処理欄

A	B	C	D	E	F
G	H	I	J	K	L

退職の日が一月一日以後の方については、本人からの申出がない場合でも、必ず残税額をまとめて徴収してください。